

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月14日(金)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成25年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成26年度の町県民税や国民健康保険などの課税基礎となります。申告期限が間近になりますと、混雑が予想され、申告の内容によっては時間がかかることもありますので、申告相談の際は時間に余裕をもってご来場ください。

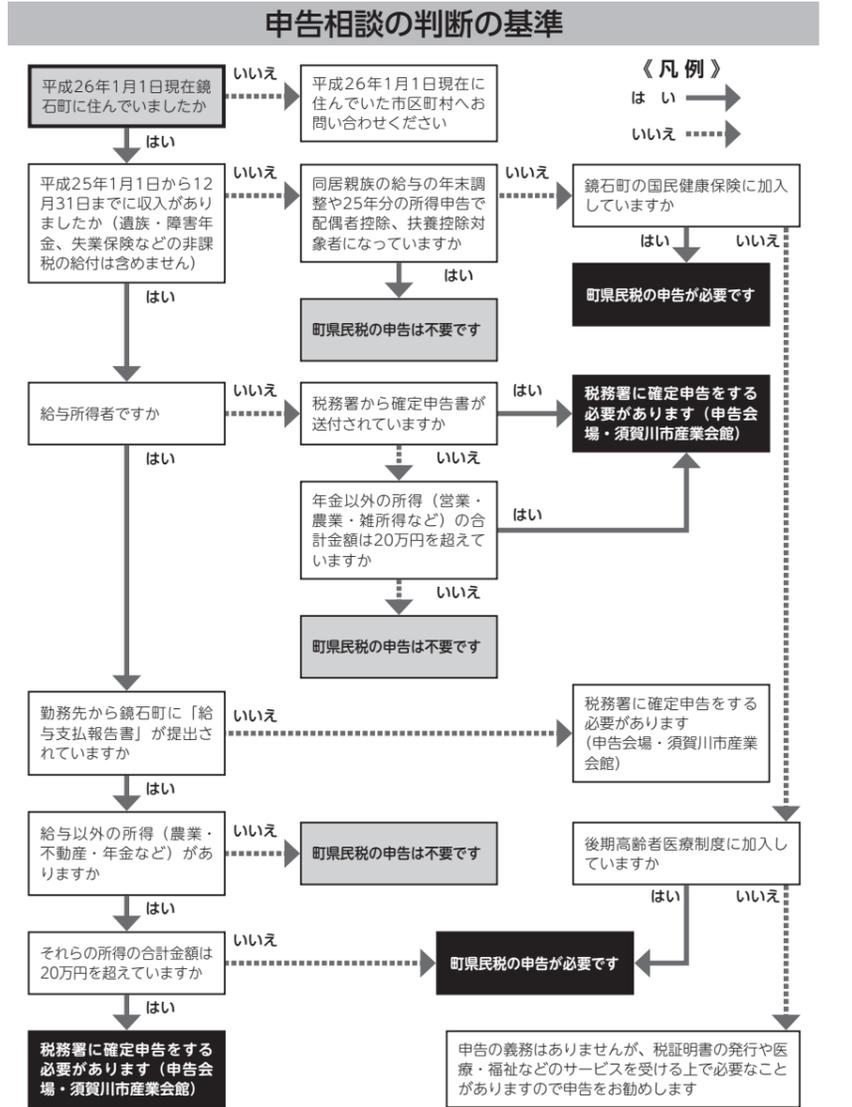
町県民税の確定申告相談

をお忘れなく

所得税と

所得申告

会場：町勤労青少年ホーム



申告の必要な方

町県民税の申告をしなければならぬ方は、次のいずれかに該当する方です。

- 平成26年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成25年中に何らかの所得があった方。ただし、所得がなかった方でも国民健康保険に加入している方など

申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。
- 給与所得のほかに収入がなく、勤務先または給与支払者から町に給与支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、税務署へ確定申告書を提出した場合を除き、申告が必要です。

申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。
- 給与所得のほかに収入がなく、勤務先または給与支払者から町に給与支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、税務署へ確定申告書を提出した場合を除き、申告が必要です。

申告相談に必要なもの

石町内居住の家族の扶養になつていない方。

- 印鑑
- 平成25年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票、領収書など
- 給与や年金所得のある方は平成25年分の源泉徴収票
- 平成25年中に支払った国民健康保険税、国民年金と国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの領収書
- 一般生命保険料、介護医療

平成25年分 所得確定申告相談日程

◎会場：鏡石町勤労青少年ホーム
◎受付時間：午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

月	日	曜日	行政区	月	日	曜日	行政区
2月	14日	金	公的年金のみ	3月	2日	日	
2月	15日	土		3月	3日	月	成田・豊郷旭町
2月	16日	日		3月	4日	火	成田・豊郷旭町
2月	17日	月	鏡田・高久田	3月	5日	水	成田・豊郷旭町
2月	18日	火	鏡田・高久田	3月	6日	木	仁井田さかい
2月	19日	水	鏡田・高久田	3月	7日	金	仁井田さかい
2月	20日	木	鏡田・高久田	3月	8日	土	
2月	21日	金	鏡田・高久田	3月	9日	日	
2月	22日	土		3月	10日	月	久来石・笠石
2月	23日	日		3月	11日	火	久来石・笠石
2月	24日	月	1区・2区 3区・4区	3月	12日	水	久来石・笠石
2月	25日	火	1区・2区 3区・4区	3月	13日	木	久来石・笠石
2月	26日	水	1区・2区 3区・4区	3月	14日	金	久来石・笠石
2月	27日	木	1区・2区 3区・4区	3月	15日	土	
2月	28日	金	成田・豊郷旭町	3月	16日	日	
3月	1日	土		3月	17日	月	予備日

●所得税の還付や納税の際に口座振替をご利用される方は、銀行名や口座番号の分かるもの(通帳など)と銀行印

●問い合わせ先
税務町民課 ☎62-21114
申告会場 ☎62-1234

須賀川税務署からの お知らせ

須賀川税務署では、平成25年分の確定申告書作成会場を2月3日(月)から3月17日(月)まで、須賀川市産業会館に設置します。

開設時間は、午前9時から午後4時(会場の都合上、受付は、午後3時30分まで)までです。

会場では、パソコンを活用した「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」による申告指導を行っております。

なお、会場は大変混雑しますので、次による提出方法が大変便利です。

①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した電子申告(e-Tax)

②同コーナーを利用して申告書を作成・印刷の上、税務署へ郵送提出

なお、同コーナーは自動計算機能がありますので、とても便利です。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)または須賀川税務署にご確認ください。

所得税の還付申告

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- 入院など多額の医療費を支払った場合
- 災害(震災被害)や盗難にあった場合
- 年途中で退職し、再就職していない場合などです。

土地や建物を売ったとき

平成25年中に土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要件がありますので注意が必要です。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うこととなります。

●問い合わせ先
須賀川税務署
☎75-2194

※音声案内で「2」番を選択してください。担当(個人課税部門)